

論点整理について(意見メモ)

1 既に前回までの当部会でも、諮問事項に関する論点については、かなり広く提示されており、私も、第2回の会議で本部会で検討すべき事項について概括的な意見を述べさせていただきました。

2 これまでに提示された論点は、多岐にわたっていますが、論点整理の観点から、問題提起的な意味をも兼ねて、若干付言させていただきます。

3 当部会において、既に提示されている論点については、

(1)現行法の改正によるべき事項

(2)新しく法制化・立法する必要性・内容等について検討すべき事項

(3)運用によってまかなえる事項

などに分けられると思われます。

(1)については、例えば、通信傍受について、より使いやすいように規定を見直し、より適正かつ有用なものに拡充することなどが考えられます。

(2)については、例えば、1) 取調べの可視化に関する事項があります。これに関し立法化の要否・当否は、様々な角度から十分な検討が必要であります。現在検察・警察で一定の範囲で録音・録画の試行が進められており、その結果について、十分な分析・検討が必要であって、その結果を踏まえて、制度化するとした場合の、対象・範囲、方法、活用方法など手続上、運用上、その他の問題点について、他の諸制度と関連させ、刑事司法全体を視野に入れながら、諸外国の制度、運用の実態・実情、これを導入した背景事情等についても参考にして、十分検討することも必要であると思われます。

2) 過度に供述に頼らないためにも、新たな証拠収集の手段についても、諸外国の例をも参考にしながら、十分検討する必要があると思われます。

例えば、刑事免責制度、司法取引、アレインメント制度の導入の可否・当否についても、検討していくべきではないかと思ひます。

刑事免責制度や司法取引の制度などは、我が国の国民感情からは抵抗感がないではないと思ひますが、社会や価値観が複雑化し、犯罪も巧妙になり、重大事犯も少なくなってきた時代の変化等にも鑑みますと、正面から議論をしていく時期に来ているのではないかと思ひます。

もちろん、こうした制度は、その導入、運用に、国民の理解や支持が得られなければ、十分に機能しないと思ひます。国民の理解や支持が得られ、かつ有効に機能する、手続・方法が検討されなければならないと思ひます。

これらは、捜査・公判を合理化し、効率的な司法の運用という観点からも、検討の価値があると思ひます。もちろん、適正手続、人権保障の観点から、裁判所・裁判官によるチェック、例えば、アレインメントについては、犯行を認める供述のほか、それが虚偽のものではないことを確認できるだけの資料を要求することなど、手続的規制がなければな

らないと思います。

その他、いくつか例示的に挙げられている科学的捜査手法についても、事案の真相を解明するにどの程度有用か、これに伴う人権保障上その他デメリットはないか、あるとすればそれを解消する方策はないか、なども検討すべきことは当然であり、採用するとしても、これらの検討を踏まえて、手続を整備する必要があると思います。